

「京都市まちの美化推進事業団PRに係るインターネット広告」 企画・実施業務プロポーザル募集要項

京都市まちの美化推進事業団（以下、「事業団」という。）は、空き缶条例に基づく「京都市環境美化事業団」及び美化推進条例に基づく「京都市美化推進協会」の発展的統合により発足した団体であり、「世界一美しいまち・京都」の実現に向け、会員を中心とした企業・団体、また市民や行政との協働により美化活動に取り組み、積極的にまちの美化を推進している。（詳細は、別紙「京都市まちの美化推進事業団について」参照）

この度、新たな取組として、11月の「京都市美しいまちづくり推進月間」及び秋の観光・行楽シーズンの時期に合わせた美化活動に係る啓発、事業団の活動のPRを行うとともに、新たに清掃活動に取り組む企業等の事業団への参画を促進することを目的に、インターネット広告（LINE、Twitter、InstagramなどのSNS含む）を実施する。

同広告の企画・実施に当たり、業務を委託する事業者（以下「受託候補者」という。）の選定を以下のとおり行う。

1 業務名称

「京都市まちの美化推進事業団PRに係るインターネット広告」企画・実施業務

2 参加資格要件

京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

- (1) 参加申込日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。
- (3) 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

3 提案書類作成上の注意事項

(1) 参加表明書（様式1）

プロポーザルへの参加を希望する者は、FAXにて参加表明書（様式1）を本書末尾の宛先に提出すること（印不要、着信を確認すること。）。

(2) 提案企業概要（様式2）

応募者の概要を記載した提案企業概要（様式 2）、又は同内容を網羅した会社案内を提出すること。

※ 再委託を行うものについては、必ず全ての再委託先（業者名・担当者名・連絡先等）を様式 2 に記載すること。

(3) 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づいた、広報実施方法を明記したもの。

※ 複数の広報手段を組み合わせることも可能とする。その場合、それぞれの企画の費用を明記すること。

(4) 業務実施体制計画書

業務の実施体制、責任者名及び主たる業務担当者名を明記した業務実施体制計画書を作成すること。

(5) 見積書（任意様式）

企画提案書の内容に基づき、本業務に係る見積書とその内訳を提出すること。

なお、本業務に係る経費については、**500,000円**（消費税及び地方消費税を含む。）を上限価格とする。

(6) 提出期日及び提出部数

ア 参加表明書	}	令和 4 年 10 月 19 日（水）午後 5 時まで
イ 提案企業概要		
ウ 企画提案書	}	令和 4 年 10 月 26 日（水）午後 5 時まで
エ 業務実施体制計画書		
オ 見積書		

※ ア、イ、エ、オは各 1 部、ウは各 4 部提出すること。

※ 本要項及び仕様書等について質問がある場合、本要項末尾に記載の宛先に問い合わせること。

(7) 提出先

(6)イ～オについては、本要項末尾に記載する宛先に持参又は郵送により提出すること。

(8) その他留意事項

ア 提案書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出された提案書類は、応募者に返却しない。

ウ 応募後に辞退する場合は、書面にて辞退届（任意様式）を提出すること。

4 審査

提出された提案については、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) 選定手順

事業団において、以下の手順により審査を行う。

ア 事前審査 参加資格要件について確認

イ ヒアリング審査 アで参加資格を満たす者からの提案資料についてヒアリングを行う。

(2) 審査項目及び審査方法

事業団3名が次の審査項目による採点を行い、それぞれの項目で20点×3名の合計60点を満点として最も高い評価を得た事業者を受託候補者に選定する。ただし、複数の案が最優秀評価を得た場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。

	審査項目	配点	計
1	企画提案内容 ⇒ 市民や事業者に事業団の活動等をPRするために適した手法、広報媒体を提案しているか。 また、提案内容が工夫されており、効果的か。	14点	20点
2	業務実施体制等 ⇒ 当該業務全体を無理なく、迅速、正確に遂行できる体制が整っているか。	4点	
3	見積金額及び内訳の妥当性 ⇒ 企画内容に応じた見積金額となっているか。	2点	

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和4年11月上旬までに通知する。事業団は、選定された受託候補者に対し、「京都市まちの美化推進事業団PRに係るインターネット広告」企画・実施業務に係る委託契約の締結交渉を行う。

なお、審査点数等について応募者から問合せがあった場合は、次の項目について回答する。

- ア 当該応募者の順位、合計得点
- イ 受託候補者名及びその他の参加事業者名
- ウ 受託候補者の合計得点及び提示金額

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ア 提案書類提出期限に遅れた者
- イ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ウ 委託金額上限を超える見積金額を提案した者
- エ その他、信義則に反する行為をした者

5 契約に関する基本事項

受託候補者と締結する契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和4年12月11日(日)まで

(3) その他

次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた高順位の者から順に契約締結交渉を行い、契約相手方を決定する。

- ア 選定された受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合
- イ 受託候補者が提案書類提出の日から契約締結日までの間に、「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合

- ウ 選定された受託候補者の提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合
- エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

6 スケジュール（予定）

内容	期日
募集要項の配付開始	令和4年10月7日
参加表明確認書の提出期限	令和4年10月19日
提案書類の提出期限	令和4年10月26日
ヒアリング審査	令和4年10月31日
審査結果の通知(委託業者決定)	令和4年11月2日
業務委託契約の締結	令和4年11月上旬

7 提出先及び問合せ先

京都市まちなみ美化推進事業団（京都市環境政策局循環型社会推進部まちなみ美化推進課内）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
電話：075-231-5300 F A X：075-211-0522 （担当：畑中・澤村）